

えべつプレミアム付商品券事業約款

(目的)

第1条 江別市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて市内業況が著しく悪化している中、消費者の消費意欲を喚起することで、市内事業者の売上増進を図るとともに市内経済の活性化を促すため、江別市全世帯を対象に「えべつプレミアム付商品券」(以下「商品券」という。)を発行する。

(実施主体)

第2条 商品券発行事業の運営、管理等は江別市が行う。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和3年9月1日から令和4年3月31日までとする。

(購入対象者)

第4条 商品券の購入対象者は、令和3年9月30日現在で江別市に住民登録されている全世帯とする。

(商品券の使用期間)

第5条 商品券の使用期間は、令和3年11月29日から令和4年1月31日とする。

(商品券内容)

第6条 商品券の内容は、次のとおりとする。

- (1) 商品券は、全店共通券として額面1,000円券を3枚、小規模店専用券として額面1,000円券を2枚及び飲食店専用券として額面500円券を3枚の綴りを1冊とし、1冊6,500円分の商品券を5,000円で販売する。
- (2) 商品券の使用先は、次のとおりとする。
 - ① 全店共通券 全ての取扱店
 - ② 小規模店専用券 売場面積1,000㎡以下の取扱店及び飲食店の取扱店
 - ③ 飲食店専用券 飲食店(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に規定する営業許可を受けた飲食店(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる店舗を含む。)のうち日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)中分類76飲食店及び中分類77持ち帰り・配達飲食サービス業に該当する店舗)の取扱店
- (3) 商品券は、次のような場合には使用できないものとする。
 - ① 不動産又は金融商品
 - ② たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ
 - ③ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払
 - ⑤ 国税及び地方税

⑥ その他市長が別に定めるもの

(券面表示)

第7条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行者及びその住所
- (2) 使用可能な金額及び期間
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 釣銭対応
- (5) 紛失・盗難等の免責
- (6) 約款の存在
- (7) その他、表示が必要な事項

(販売方法等)

第8条 商品券の販売方法、販売期限、販売場所等は次のとおりとする。

- (1) 商品券の販売方法は、事前に対象となる全世帯に送付する引換書と引換えに、商品券の販売場所において販売することとし、商品券の購入限度は平成15年4月2日から令和3年9月30日までの間に出生した者がいる世帯は3冊まで、それ以外の世帯は2冊までとする。
- (2) 商品券の販売期限は、令和3年12月27日とする。
- (3) 商品券の販売場所は、江別市内郵便局及び江別市が販売を委託する施設とする。

(事業の周知)

第9条 事業の周知方法は次の方法とする。

- (1) 江別市内全世帯への郵送物
- (2) 地域情報紙
- (3) ホームページ
- (4) その他

(釣銭)

第10条 取扱店は、商品及びサービス等の対価が商品券額面に満たない場合、釣銭は支払わないものとする。

(購入者の紛失等の責務)

第11条 購入者の保管中に商品券の紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、当該購入者がその責を負うものとする。

(不正使用の損害)

第12条 偽造、変造、模造等の不正使用により本事業が損害を受けたときは、江別市は不正使用者に対し、損害金の全額を請求できるものとする。

(返金)

第13条 購入した商品券のうち、未使用商品券の金額については、これを購入者に返金しない。

(取扱店の募集)

第14条 取扱店の募集については、地域情報紙、募集案内の郵送、江別市及び江別商工会議所のホームページ等によるものとする。

(取扱店の登録資格)

第15条 取扱店の登録資格は、別に定めるえべつプレミアム付商品券取扱店募集要項4. 取扱店登録資格等に該当する者とする。

(取扱店登録手続)

第16条 取扱店の登録を希望するときは、別に定めるえべつプレミアム付商品券取扱店募集要項に基づき、取扱店登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、受付窓口としている江別商工会議所へ提出するものとする。

(取扱店の審査等)

第17条 取扱店の申請を行った事業者については、江別商工会議所が参加資格等について審査し、取扱店舗一覧を作成する。

(取扱店の責務)

第18条 取扱店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品券が使用可能な店舗であることが明確になるよう、取扱店に配布する販売ツール（ポスター等）を商品券の購入者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 確認用として配布する商品券の見本は、取扱店で商品券を取り扱う全ての者に周知すること。
- (3) 商品券購入者が使用する商品券について、受け取って問題ないかの確認をすること。商品券は偽造防止策をしているため、偽造防止策が確認できない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、併せてその旨を江別市へ報告すること。
- (4) 受け取った商品券は再流通させないこと。
- (5) 商品券の交換及び売買は行なわないこと。
- (6) 商品券を、商品及びサービス等の対価として使用せずに直接換金はしないこと。

(取扱店資格の喪失等)

第19条 第6条、第10条及び前条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店の取消し及び損害金の請求等を行なうことがある。

(取扱店の紛失等の責務)

第20条 使用者から受け取った商品券の紛失、盗難、滅失等の事故は、取扱店がその責を負うものとする。

(届出事項の変更)

第21条 取扱店は登録事項に変更があった場合は、速やかに江別商工会議所に届け出るものとする。

(換金請求期間)

第22条 使用後の商品券について取扱店が換金を申し出ることができる期間は、原則、令和4年2月4日(金)までとし、換金請求期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第23条 使用後の商品券の換金方法については、別に定める「えべつプレミアム付商品券換金要領」に基づき請求するものとする。

(江別商工会議所の責務)

第24条 江別商工会議所は次に掲げる事項に留意し業務を執行しなければならない。

- (1) 業務に伴い収集したデータを適正に管理する。
- (2) 個人情報の取扱いについては適正に行う。
- (3) 取扱店に関すること及び換金受付に関することについて随時記録し、市の求めに応じ、報告する。
- (4) 前3号のほか、取扱店募集・受付業務及び換金取次業務に必要な運営管理を行うこと。

(取次金融機関等の紛失等の責務)

第25条 取次金融機関等の過失による商品券の紛失、盗難、滅失等の事故は、取次金融機関等の責を負うものとし、取次金融機関等は当該事故により生じた損害の補填をするものとする。

(その他)

第26条 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、江別市が関係機関と協議して別に定める。

附 則

この約款は、令和3年9月1日から施行する。